

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下呂市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

下呂市長

公表日

令和5年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	<p>・本事務は、健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、市民の健康増進のために必要な事業(以下「事業」という。)を推進するために行う事務であり、事務の流れは、事業の種類によって若干異なるが、利用申込、事業対象であることの確認、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理である。</p> <p>・下呂市は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①生活習慣相談等その他健康増進事業の実施</p> <p>②健康増進事業のうち、厚生労働省令(健康増進法施行規則 第4条の2)で定める以下の業務</p> <p>(1) 歯周疾患検診</p> <p>(2) 骨粗鬆症検診(※)</p> <p>(3) 肝炎ウイルス検診</p> <p>(4) 四十歳以上七十四歳以下の者であって高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第二十条の特定健康診査の対象とならない者(特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成二十年厚生労働省告示第三号)に規定する者を除く。次号において「特定健康診査非対象者」という。)及び七十五歳以上の者であって同法第五十一条第一号又は第二号に規定する者に対する健康診査</p> <p>(5) 特定健康診査非対象者に対する保健指導</p> <p>(6) がん検診</p> <p>※本市では、同法に基づく骨粗鬆症検診は未実施</p>
③システムの名称	総合健康情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 健康情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の76の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第54条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の76の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第54条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民保健部 健康医療課
②所属長の役職名	健康医療課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	下呂市市民保健部健康医療課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	下呂市市民保健部健康医療課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	部署・所属長	健康医療部健康課 ・ 健康課長 中野 泰宏	健康福祉部健康医療課 ・ 健康医療課長 野村 稔	事前	
平成29年6月15日	請求先・連絡先	下呂市健康医療部健康課 〒509-2517 岐阜県下呂市萩原町萩原1166番地8 0576-53-2101	下呂市健康福祉部健康医療課 〒509-2517 岐阜県下呂市萩原町萩原1166番地8 0576-53-2101	事前	
令和1年6月24日	I 5. ②所属長の役職名	健康医療課長 野村 稔	健康医療課長	事後	様式変更に伴う変更
令和1年6月24日	IV リスク対策		様式の変更に伴いリスク対策を追加	事後	様式変更に伴う変更
令和3年12月21日	I 1. ①事務の概要	<p>・本事務は、健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、市民の健康増進のために必要な事業（以下「事業」という。）を推進するために行う事務であり、事務の流れは、事業の種類によって若干異なるが、利用申込、事業対象であることの確認、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理である。</p> <p>・番号法においては、別表第一項目No.761に基づき、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務に個人番号を用いることとなる。</p> <p>・下呂市は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①生活習慣相談等その他健康増進事業の実施</p>	<p>・本事務は、健康増進法に基づく健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、市民の健康増進のために必要な事業（以下「事業」という。）を推進するために行う事務であり、事務の流れは、事業の種類によって若干異なるが、利用申込、事業対象であることの確認、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理である。</p> <p>・番号法においては、別表第一項目No.761に基づき、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務に個人番号を用いることとなる。</p> <p>・下呂市は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①生活習慣相談等その他健康増進事業の実施</p> <p>① 歯周疾患検診 ② 骨粗鬆症検診(※) ③ 肝炎ウイルス検診 ④ 四十歳以上七十四歳以下の者であって高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十條の特定健康診査の対象とならない者（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一條第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成二十年厚生労働省告示第三号）に規定する者を除く。次号において「特定健康診査非対象者」という。）及び七十五歳以上の者であって同法第五十一條第一号又は第二号に規定する者に対する健康診査 ⑤ 特定健康診査非対象者に対する保健指導 ⑥ がん検診 ※本市では、同法に基づく骨粗鬆症検診は未実施</p>	事前	
令和3年12月21日	I 1. ③システムの名称	総合健康情報システム	総合健康情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事前	
令和3年12月21日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項（利用範囲）及び別表第一の76の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項（利用範囲）及び別表第一の76の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第54条	事前	
令和3年12月21日	I 4. ①実施の有無	[実施しない]	[実施する]	事前	
令和3年12月21日	I 4. ②法令上の根拠		1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項（利用範囲）及び別表第一の76の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第54条	事前	
令和3年12月21日	II 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
令和3年12月21日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事前	
令和3年12月21日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事前	
令和3年12月21日	IV 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	
令和3年12月21日	IV 6. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和3年12月21日	IV 6. 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和4年6月24日	I 5. ①部署	健康福祉部 健康医療課	市民保健部 健康医療課	事後	
令和4年6月24日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	下呂市健康福祉部健康医療課 〒509-2517 岐阜県下呂市萩原町萩原1166番地8 0576-53-2101	下呂市民保健部健康医療課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222	事後	
令和4年6月24日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	下呂市健康福祉部健康医療課 〒509-2517 岐阜県下呂市萩原町萩原1166番地8 0576-53-2101	下呂市民保健部健康医療課 〒509-2295 岐阜県下呂市森960番地 0576-24-2222	事後	
令和5年12月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事前	
令和5年12月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年12月1日 時点	事前	